

2022年6月13日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号
名古屋総合市場ビル
株式会社 海帆
代表取締役社長 國松 晃

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

◎新型コロナウイルスの感染が続いておりますので、書面（郵送）での議決権を行使頂き、当日のご来場はお控え頂きますよう強くお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
小ホール1
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件（1）
第2号議案 定款一部変更の件（2）
第3号議案 定款一部変更の件（3）
第4号議案 定款一部変更の件（4）
第5号議案 資本金及び資本準備金の額の減少と剰余金処分の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、

インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://kaihan.jp/>）に掲載させていただきます。

- 株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮頂き、ご来場くださいますようお願い申し上げます。総会会場では、感染予防の対策をさせて頂く場合もありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止重点措置などの発出や外出の自粛要請により、国内の個人消費は落ち込み、経済活動が停滞するなど、経営環境の悪化に伴い非常に厳しい状況で推移しました。新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、未だに収束時期の見通しが立たないことから、依然として厳しい経営環境が続き、今後の経済活動も不透明な状況で推移しております。

当社が属する国内の外食業界におきましても、会食の自粛やリモートワークの普及による生活様式の変化、インバウンド需要の減少、営業の自粛要請などによって、店内飲食需要の減少や、デリバリー・テイクアウトの普及など、急激な変化への対応が必要になりました。

このような状況の中、当社におきましては、店舗の臨時休業や営業時間の短縮、アルコールの提供自粛など行ってまいりました。また、店舗の運営に関しましては、設備における清掃の強化、消毒、マスクの着用や手洗い消毒の徹底など、感染拡大防止に努めてまいりました。店内飲食需要の減少により、デリバリーやテイクアウト、ランチメニューの導入など、新たな生活様式に対応するための事業改善を進めておりましたが、度重なる緊急事態宣言やまん延防止重点措置の発出により、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況に対応すべく、経営資源の選択と集中を推し進め、収支の改善を企図した取り組みとして、業態と立地の見直しを行い、コロナ禍での早急な業績改善が厳しいと思われる店舗や不採算店舗の退店などを鋭意進めてまいりました。また、2021年5月14日開示の「フランチャイズ契約の締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社ファッツの「新時代」業態にF C加盟を行い、業態転換を進め、2022年3月末時点において11店舗の業態変更を行いました。その結果、2022年3月末現在の店舗数は、直営

店27（内F C加盟13）店舗（前事業年度末は34（内F C加盟2）店舗）、フランチャイズ店9店舗（前事業年度末は9店舗）となりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高776百万円（前事業年度比9.8%減）、営業損失703百万円（前事業年度は営業損失933百万円）、経常損失348百万円（前事業年度は経常損失791百万円）、当期純損失453百万円（前事業年度は当期純損失1,066百万円）となりました。当事業年度においては、不採算店の退店と業態変更による採算改善に取り組み、売上高及び営業損益において改善傾向にありますが、全社的な採算の改善には至らず、営業赤字を計上するに至りました。また、今後の業績回復が合理的に見込めない店舗に関して、特別損失として減損損失57百万円を計上するに至りました。

当社におきましては、先述の新型コロナウイルスの影響により、休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。このような状況下においても、ピンチをチャンスに変えるべく事業構造の転換を企図し、事業の再生による業績の回復に全力で取り組んでまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務状況を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資につきましては、ブランド転換工事及び改装工事となり、設備投資総額は257百万円となりました。

③ 資金調達の状況

2022年3月25日開催の当社臨時株主総会の決議により、第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権の発行を行い、2022年3月26日付で新株式の発行により1,000百万円の資金調達を行いました。

また、第4回新株予約権の行使により、2021年5月に30百万円、2021年7月に30百万円、2021年9月に50百万円、2021年10月に50百万円及び2021年11月に20百万円の資金調達を行いました。

さらに第5回新株予約権の行使により、2022年3月に300百万円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
の状況
該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (2020年3月期)	第 18 期 (2021年3月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	4,920,249	—	—	—
経常損失(△)(千円)	△261,655	—	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△510,476	—	—	—
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△142.18	—	—	—
総資産(千円)	2,152,463	—	—	—
純資産(千円)	190,019	—	—	—
1株当たり純資産(円)	52.85	—	—	—

(注) 子会社である株式会社魚帆が2019年3月末に事業を休止したことにより、2020年3月期より連結決算から単体決算に移行いたしました。よって、2020年3月期、2021年3月期及び2022年3月期の記載は行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (2020年3月期)	第 18 期 (2021年3月期)	第 19 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	4,861,750	3,977,825	861,147	776,660
経常損失(△)(千円)	△250,052	△470,421	△791,540	△348,963
当期純損失(△)(千円)	△500,441	△695,604	△1,066,398	△453,753
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△139.38	△192.51	△184.71	△30.18
総資産(千円)	2,150,383	1,255,930	724,330	2,124,365
純資産(千円)	180,818	△314,791	△646,463	449,783
1株当たり純資産(円)	50.29	△80.95	△56.30	13.80

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属する外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による店舗の臨時休業や時短営業、外出控えやテレワーク導入への生活様式の大きな変化により、今後の経済活動においてより一層深刻なものとなってきております。こうした中、当社は、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

① 財務体質の健全化

2022年3月に行った臨時株主総会により決議いたしました、第三者割当による新株式の発行及び第5回新株予約権の発行にて調達いたしました資金をもとに、借入金の返済や新業態への転換を含めた不採算店舗の撤退を推し進めてまいります。さらに、今後は飲食業向けの融資や各種補助金・助成金の活用をするとともに、コロナ禍を見据えた店舗運営を行い、業績の回復を図ってまいります。

② 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社といたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等になお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育も実施してまいります。

また、2022年に入り依然、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、国内外において大きな影響を及ぼしております。当社においても、政府・自治体による外出自粛要請等に伴い、店舗の臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。

当社におきましては、このような状況下においても、事業構造を転換するチャンスと考え、しっかりとした経営基盤を立て直し、業績回復に全力で取り組んでまいります。

③ 衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。また、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためには、より一層入念な消毒を実施することが重要となります。

当社の各店舗・事業所におきましては、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、本社人員による店舗への定期的な監査も行っております。また、その結果に基づき、各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。

④ 人材の確保及び育成

当社における最も大切な経営資源は「人」であります。当社独自の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。

当社としましては、従来から注力している新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、店舗スタッフのOJTは勿論、マネジメントクラスへのマネジメント研修も実施するほか、人事制度の一層の充実にも取り組んでまいります。

⑤ 営業基盤の立て直し

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上の減少等により、企業収益の低下傾向が長く続いており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響も甚大なものになっております。

当社の飲食事業におきましては、2022年3月31日現在で、11業態36店舗を有しておりますが、そのうち11店舗が居酒屋業態の「新時代」、6店舗が同様に居酒屋業態の「なつかし処昭和食堂」であり、残りの店舗についてもほとんどが居酒屋業態となっております。

政府及び自治体の発出による、外出自粛や会食の自粛、テレワークの導入など生活様式の変化の中で、当社の事業内容を早急に見直す必要がございます。そのような環境のなか、デリバリーやテイクアウト、一部

店舗へのランチタイムの導入など、コロナ禍でも消費者ニーズに対応し、お客様の満足度を十分確保する観点で、立地特性に応じたメニュー開発や接客サービスの向上に注力し、お客様に喜んで頂ける店づくりに努めることを通して、収益力の底上げを図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2022年3月31日現在)

① 本社 愛知県名古屋市中村区

② 店舗 (直営27店舗、FC 9店舗)

業態名	店舗数	都道府県別
なつかし処昭和食堂	6店	愛知県 4店 熊本県 1店 鹿児島県 1店
えびすや	3店	愛知県 1店 宮崎県 1店 熊本県 1店
上方御馳走屋うるる	1店	大阪府 1店
ベビーフェイスプラネット	1店	岐阜県 1店
餃子・ハイボール酒場 熱々屋	3店	愛知県 3店
立喰い焼肉 治郎丸	4店	東京都 3店 神奈川県 1店
海鮮個室居酒屋 葵屋	1店	埼玉県 1店
サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓	3店	愛知県 2店 三重県 1店
炭火烧干物定食 しんぱち食堂	1店	東京都 1店
新時代	11店	愛知県 4店 三重県 3店 岐阜県 4店
その他	2店	愛知県 2店
合計	36店	

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名 (47名)	11名減 (9名増)	38.1歳	4年10ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、() 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	325,001千円
株式会社商工組合中央金庫	158,000千円
株式会社北陸銀行	93,416千円
株式会社三井住友銀行	80,000千円
株式会社大垣共立銀行	79,972千円
吉川元宏	75,000千円
株式会社名古屋銀行	72,516千円
株式会社りそな銀行	8,370千円
株式会社十六銀行	4,000千円
株式会社関西みらい銀行	2,628千円

- (注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、各国政府による渡航制限を受けて訪日客が減少するとともに、日本政府による緊急事態宣言、自治体からの外出の自粛要請により、国内外食需要に重要な影響を与えております。当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しております。この結果、当社店舗への来店客数は大きく減少し、売上高が著しく減少しており、当事業年度において営業損失703百万円、経常損失348百万円及び当期純損失453百万円計上しております。現状では当該感染症の終息及び外食需要の回復の度合いによって、当社の業績の回復に一定期間を要すると考えられることから、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は、「個別注記表(1)継続企業的前提に関する注記」に記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,555,600株
- ② 発行済株式の総数 28,138,900株
- ③ 株主数 4,355名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉川元宏	10,000千株	35.53%
T B 1 株式会社	8,250千株	29.31%
中前真理子	2,000千株	7.10%
Seacastle Singapore Pte.Ltd	2,000千株	7.10%
久田敏貴	1,530千株	5.43%
NAICサステナブル合同会社	1,000千株	3.55%
大和証券株式会社	118千株	0.42%
栗原政史	110千株	0.39%
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH MAIN EQUITY ACCOUNT	100千株	0.35%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH FIRM EQUITY (POETS)	95千株	0.33%

(注) 自己株式は所有していません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

① ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

② ライツプランの内容

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、2022年3月2日開催の取締役会において、「第三者割当増資による新株式の発行及び第5回新株予約権の発行」を決議し、2022年3月25日に行われた当社臨時株主総会において承認決議がされた新株予約権の内容は、次のとおりであります。

名 称	第 5 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2022年3月25日
新株予約権の数	25,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数	25,000,000株(注) 3
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,800円(注) 4
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100,000円 (1株当たり100円)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 5
新株予約権の行使期間	2022年3月28日から 2024年3月27日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(注) 6

名	称	第 5 回 新 株 予 約 権
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。

(注) 1. 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2022年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 2. 株式会社海帆 普通株式（以下「当社普通株式」という）完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
なお、単元株式数は100株である。

(注) 3. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、1,000株（以下、「対象株式数」という。）とする。

本新株予約権の目的である株式の総数は25,000,000株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く）、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第10項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

上記に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(注) 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、100円とする。ただし、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その

他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価格} - \text{調整後行使価格}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4)本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (5)①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社

の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(6)本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(注) 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(注) 6. 新株予約権の取得事由

本新株予約権は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき2,800円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	國 松 晃	
取 締 役	平 林 茂	アーバンプロダクツ株式会社 社外取締役 バイオアクセル株式会社 代表取締役 株式会社魚茂 代表取締役 株式会社ブリッジタウン 代表取締役 株式会社ボルドバイオテクノロジー 社外取締役
取 締 役	岡 本 昭 彦	株式会社ユニバーサル・デベロップメント 取締役
取 締 役	吉 川 元 宏	株式会社ペガソス・エレクトラ 代表取締役 株式会社コスモアールエス 代表取締役 株式会社ペガサス 代表取締役 五洋インテックス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	守 田 直 貴	株式会社リアライズ 代表取締役
常 勤 監 査 役	神 田 敏 行	
監 査 役	細 野 順 三	freebalance株式会社 代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社 非常勤監査役 COMPANY X株式会社 非常勤監査役 株式会社ジェイグループホールディングス 社外取締役 株式会社テイクユー 非常勤監査役
監 査 役	竹 尾 卓 朗	竹尾公認会計士事務所 所長 CTS監査法人 代表社員 株式会社ひかりホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役平林茂氏、岡本昭彦氏、吉川元宏氏及び守田直貴氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役神田敏行氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
 - ・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 2021年6月25日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、久田敏貴氏及び家田大輔氏は辞任いたしました。
5. 当社は、社外取締役のうち平林茂氏及び岡本昭彦氏の2名並びに社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

このD&O保険契約の被保険者は、当社の全役員及び執行役員及び管理職従業員及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2022年4月17日から2023年4月17日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

(i) 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。

(ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日の第11期定時株主総会であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円（当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名）、監査役年間報酬総額の上限を50,000千円（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名）とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 國松晃であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	38,700 (5,700)	38,700 (5,700)	— (—)	— (—)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	48,300 (15,300)	48,300 (15,300)	— (—)	— (—)	8 (6)

(注) 上表には当期中に退任した取締役2名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平林茂氏は、バイオアクセル株式会社、株式会社魚茂及び株式会社ブリッジタウンの代表取締役を兼務し、アーバンプロダクツ株式会社、株式会社ボルドバイオテクノロジーの社外取締役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役岡本昭彦氏は、株式会社ユニバーサル・デベロップメント、取締役を兼務しております。なお、当該法人と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉川元宏氏は、株式会社ペガソス・エレクトラ、株式会社コスモアールエス、株式会社ペガサス及び五洋インテックス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役守田直貴氏は、株式会社リアライズの代表取締役を兼務しております。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社ジェイグループホールディングスの社外取締役、ソルト・コンソーシアム株式会社、COMPANY X株式会社及び株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹尾卓朗氏は、竹尾公認会計士事務所所長、CTS監査法人代表社員及び株式会社ひかりホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 平 林 茂	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役に就任後開催された14回全てに出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 岡 本 昭 彦	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役に就任後開催された14回全てに出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 吉 川 元 宏	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役に就任後開催された1回全てに出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 守 田 直 貴	当事業年度に開催された取締役会のうち取締役に就任後開催された1回全てに出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 神 田 敏 行	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会15回全てに出席いたしました。他社において携わった経験と知見より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 細 野 順 三	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会15回全てに出席いたしました。経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 竹 尾 卓 朗	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を9回実施しました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 報酬等の額

	フロンティア監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
 - ロ. 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - ハ. 当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。
 - ニ. 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
 - ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社におきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎に開催されるコンプライアンス委員会におきましては、コンプライアンスやリスク管理に関する課題等について協議を行っております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備も進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,706,106	流 動 負 債	1,017,390
現金及び預金	1,506,932	買掛金	50,387
売掛金	29,720	短期借入金	79,750
原材料	5,679	1年内返済予定の長期借入金	426,283
貯蔵品	489	リース債務	53,567
前払費用	30,252	未払金	298,408
未収入金	91,987	未払法人税等	56,114
未収消費税等	27,942	前受金	5,191
その他	13,223	預り金	9,747
貸倒引当金	△121	株主優待引当金	1,230
固 定 資 産	418,259	事業整理損失引当金	28,573
有形固定資産	268,948	その他	8,137
建物	35,448	固 定 負 債	657,191
車両運搬具	492	長期借入金	412,499
工具、器具及び備品	4,164	繰延税金負債	2,418
リース資産	228,309	リース債務	209,781
その他	533	資産除去債務	32,166
無形固定資産	5,757	その他	325
のれん	3,169	負 債 合 計	1,674,581
商標権	446	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,032	株 主 資 本	388,183
その他	1,109	資本金	1,405,769
投資その他の資産	143,553	資本剰余金	1,392,457
関係会社株式	3,000	資本準備金	1,392,457
長期前払費用	680	利益剰余金	△2,410,043
敷金及び保証金	115,232	その他利益剰余金	△2,410,043
その他	24,641	繰越利益剰余金	△2,410,043
資 産 合 計	2,124,365	新株予約権	61,600
		純 資 産 合 計	449,783
		負 債 純 資 産 合 計	2,124,365

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		776,660
売 上 原 価		275,333
売 上 総 利 益		501,326
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,204,435
営 業 損 失		703,109
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	151	
受 取 手 数 料	268	
助 成 金 収 入	353,538	
そ の 他	14,670	368,629
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,583	
そ の 他	2,900	14,483
経 常 損 失		348,963
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8,579	
債 務 免 除 益	5,506	
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	17,333	31,419
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	48,470	
固 定 資 産 売 却 損	5,097	
減 損 損 失	57,190	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,856	115,615
税 引 前 当 期 純 損 失		433,158
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,136	
法 人 税 等 調 整 額	△1,541	20,594
当 期 純 損 失		453,753

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員	公認会計士	藤 井 幸 雄	Ⓔ
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	本 郷 大 輔	Ⓔ
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針と職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針と職務の分担等に従い、新型コロナウイルス感染症の防止対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 臨時株主総会、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びフロンティア監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の防止対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、フロンティア監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はありませんが、引き続き更なる品質の向上を期待しています。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社海帆 監査役会

常勤監査役 神田敏行 ⑩

監査役 細野順三 ⑩

監査役 竹尾卓朗 ⑩

(注) 常勤監査役 神田敏行、監査役 細野順三 及び 監査役 竹尾卓朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

取締役会の独立性及び実効性の並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役会の増員が可能となるよう、現行定款第19条の取締役の員数を7名から10名に3名増員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。

第3号議案 定款一部変更の件（3）

1. 提案の理由

機動的な会社経営を可能にするため、現行定款第22条の代表取締役及び役付取締役の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役社長及び役付取締役) 第22条 代表取締役社長は取締役会の決議によって選定する。 2. 代表取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、 <u>取締役会長1名及び取締役副社長</u> 、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役社長及び役付取締役) 第22条 代表取締役社長は取締役会の決議によって選定する。 2. 代表取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、 <u>代表取締役副社長1名及び取締役会長1名</u> 、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第4号議案 定款一部変更の件（4）

1. 提案の理由

招来の事業拡充に備え、現行定款第2条を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～13 (記載省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 14. 前記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～13 (現行どおり) 14. <u>不動産の取得、保有、運用、管理、運営</u> 15. <u>不動産の売買、交換、賃貸及び仲介並びに斡旋</u> 16. <u>不動産の補修、警備及び清掃</u> 17. <u>不動産及び不動産事業に関するコンサルティング業務</u> 18. <u>地域開発、不動産開発の企画、計画並びにコンサルティング業務</u> 19. 前記各号に付帯する一切の業務</p>

第5号議案 資本金及び資本準備金の額の減少と剰余金処分の件

当社は、第19期事業年度末において、繰越利益剰余金の欠損額2,410,043,074円を計上するに至っておりますが、この欠損を填補し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替るとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えて繰越利益剰余金の欠損を填補いたします。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金および資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金および資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。

減少する資本金の額

募集株式発行後の資本金の額1,405,769,500円のうち1,355,769,500円を減少して、減少する資本金の額の全額を、「その他資本剰余金」に振り替えたいと存じます。

減少する資本準備金の額

募集株式発行後の資本準備金の額1,392,457,500円のうち1,342,457,500円を減少して、減少する資本準備金の額の全額を、「その他資本剰余金」に振り替えたいと存じます。

効力発生日

2022年8月9日（予定）

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者伊藤歌奈子氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
いとう かなこ 伊藤 歌奈子 (1983年2月10日)	2006年10月	弁護士登録	—
	2006年10月	石原総合法律事務所入所	
	2016年12月	小林クリエイト株式会社、社外監査役 (現任)	
	2021年7月	むすび法律事務所パートナー (現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤歌奈子氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 伊藤歌奈子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社が締結している役員等賠償責任保険(D&O保険)の被保険者となります。
6. 伊藤歌奈子氏の戸籍上の氏名は、林歌奈子であります。

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

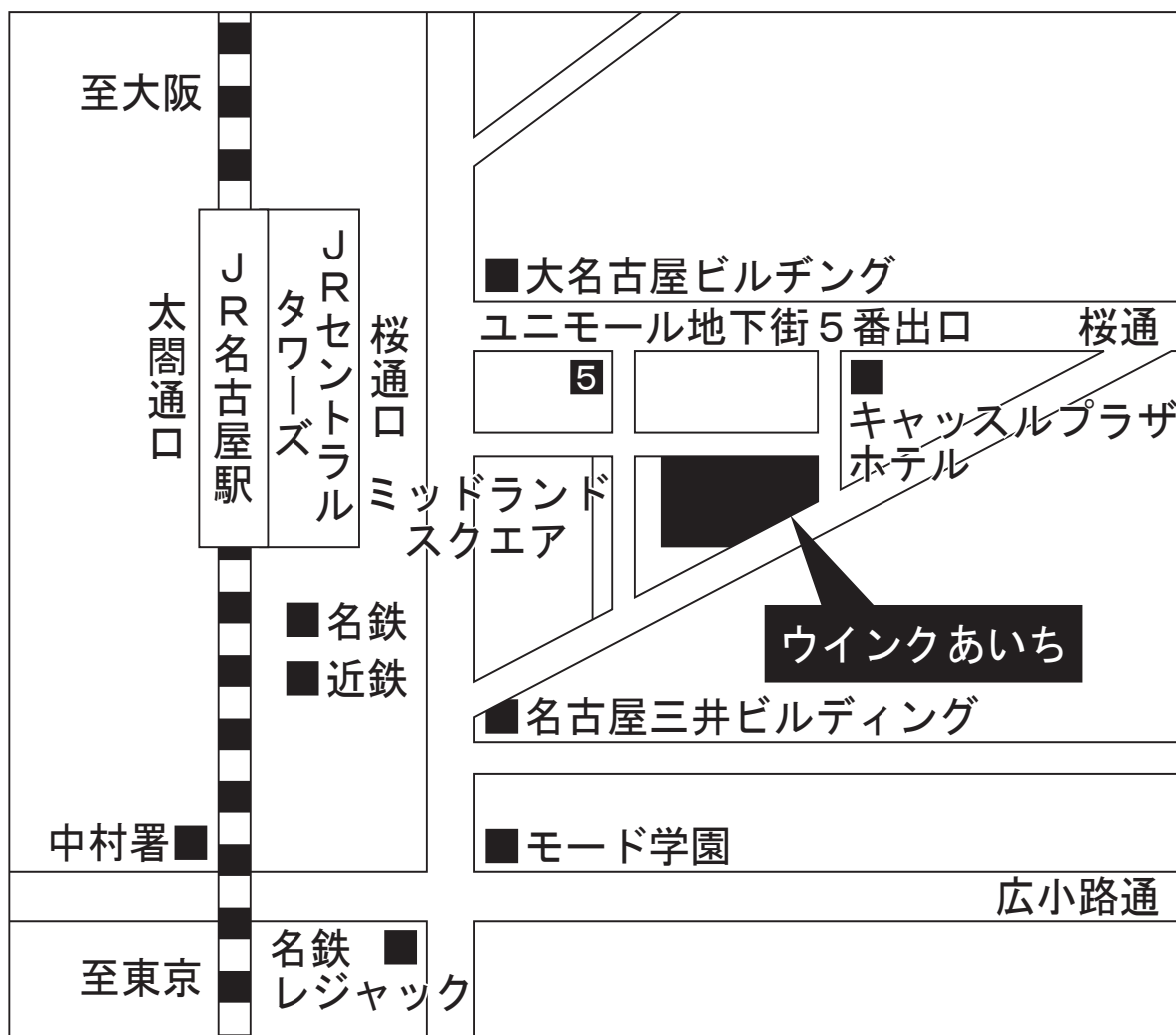
株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号

- ◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）
小ホール1

- ◆J R名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分

- ◆ユニモール地下街5番出口 徒歩2分



<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。郵送やインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

